

参考様式第5-1号

阿南農林第1185号  
令和8年3月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿南市長

市町村名 (市町村コード)	阿南市 (36204)	
地域名 (地域内農業集落名)	那賀川地区 (今津村、平島村(今津浦、色ヶ島、八幡、手島、芳崎、小延、黒地、敷地、江野島、島尻、原、西原、大京原第一、大京原第二、古津、熊氏、三栗、赤池、北中島、上福井、中福井、出島、上苧屋、下苧屋、工地、西部、中央西部、中央、大野、南中島、江島))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・小松島市に隣接する地域であるため、小松島市で活動する法人が那賀川地区にも参入している。優良農地も多いため他地区と比較して担い手の数は多く、農地中間管理事業の活用も進んでいる。

・担い手への集積は進んでいるが、分散錯圃になっているところもあり集約化に課題がある。

・優良農地が多いものの、用水の流域や臨海地域においては、水不足問題があるため耕作条件が不利な農地が存在する。

・農業用施設の老朽化等により、農業に必要な水量の確保が困難な地域があり施設の改修等が必要となっている。

・耕作放棄地の発生は隣接農家等に迷惑がかかることから解消するために、有効な手段を検討していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とした土地利用型農業が定着しており、有機農業に取り組む経営体も多く有機農業の拡大に取り組む。

農作業の効率化を図るため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、基盤整備事業未実施地区への事業実施や基盤整備事業によるほ場拡大等を検討していく必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	787 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	787 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・耕作状況等を鑑みながら農業振興地域を基本区域とし農地利用を積極的に進めていく。

・保全・管理等のエリアについては、地元協議を積み重ね必要に応じて、適宜設定する。

・以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和6年10月21日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

阿南市那賀川町三栗166番地 1,424㎡(転用面積0.330㎡) 地図No.1

阿南市那賀川町三栗285番地 3,954㎡(転用面積11.84㎡) 地図No.1

阿南市那賀川町大京原401番地1 2,975㎡(転用面積11.41㎡) 地図No.2

阿南市那賀川町大京原404番地1 1,695㎡(転用面積1.13㎡) 地図No.2

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・苅屋・芳崎地区、黒地地区、八幡地区については、農地中間管理機構関連農地整備事業におけるほ場整備の工事が完了できた農地から順次、認定農業者への貸し付けを行う。 ・江野島地区については、集積・集約化に向けての取り組みを推進する。 ・その他の地区については、集積・集約化に向けての取り組みを進める必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の制度説明、活用を積極的に推進し担い手が耕作をできなくなった場合に次の受け手への貸付がスムーズになるよう制度を生かした農地集積を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
優良農地は多いが、用水の下流地域・臨海地域が抱える水問題等の耕作条件の不利を解消する必要がある。農地中間管理事業関連農地整備事業の活用を検討している集落においては今後も話し合いを重ね事業の実施に向けて進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ほ場整備事業の進捗に合わせて組合を設立するなど担い手確保を促進していく。 市、農業委員会、県、JA、農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を進める。 支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の意向を確認しながら、農作業を地域の育苗センターやファームサービス事業体やJAへ委託することにより水田を維持管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②特栽米・有機米等の有機栽培ほ場の団地化を進め農業所得向上、農業生産効率向上を図る。  
また、生物多様性の保全により生態系を守りながら農薬の削減に努める。  
③農作業の効率化や収量増加を図るためスマート農業の検討を行う。  
⑦多面的機能支払交付金を活用し継続して集落内の農地保全・管理、農業用施設(水路、農道)の維持管理を行う。

那賀川地区営農型太陽光位置図 地図No.1



那賀川地区営農型太陽光位置図 地図No.2

